

(一般競争入札)
総合評価落札方式ガイドライン

平成21年4月

(独) 工業所有権情報・研修館

1. はじめに

現在、公共調達の透明性・公正性をより一層高めることが喫緊の課題となっており、独立行政法人も含めた政府全体で随意契約の見直しに取り組んでいます。

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）においては、調査や広報事業など専門的技術やノウハウなどの技術的要素が高い事業についても、一般競争の導入を進めてまいります。そのため一般競争入札の抜本的拡充を図るべく、事前に評価項目、評価基準を公表した上で、競争参加者に対して技術等の提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の提案をした者を落札者とする「総合評価落札方式」による一般競争入札を活用することといたしました。

このガイドラインにおいては、総合評価落札方式による手続きについて示します。

契約方式について

一般競争入札(最低価格落札方式)

一般競争による契約に関する公告をし、競争に参加した者のうち、情報・研修館が定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式。

一般競争入札(総合評価落札方式)

一般競争による契約に関する公告をし、競争に参加した者のうち、入札価格に加え、性能、機能、および提案を総合的に評価し、発注者にとって最も有利な者を落札者とする契約方式。

企画競争型随意契約方式

企画の公募をし、競争に参加した者のうち、企画内容が最も優れた提案を行った者を契約の相手方として特定し、随意に契約を行う契約方式。

単純随意契約方式

契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合において、競争を実施せず、随意に契約を行う契約方式。

2. 契約方法について

(1) 総合評価落札方式

研究開発・調査・広報事業等の専門的技術やノウハウなどの技術的要素が高い事業については、一般競争入札（総合評価落札方式）により契約を行います。

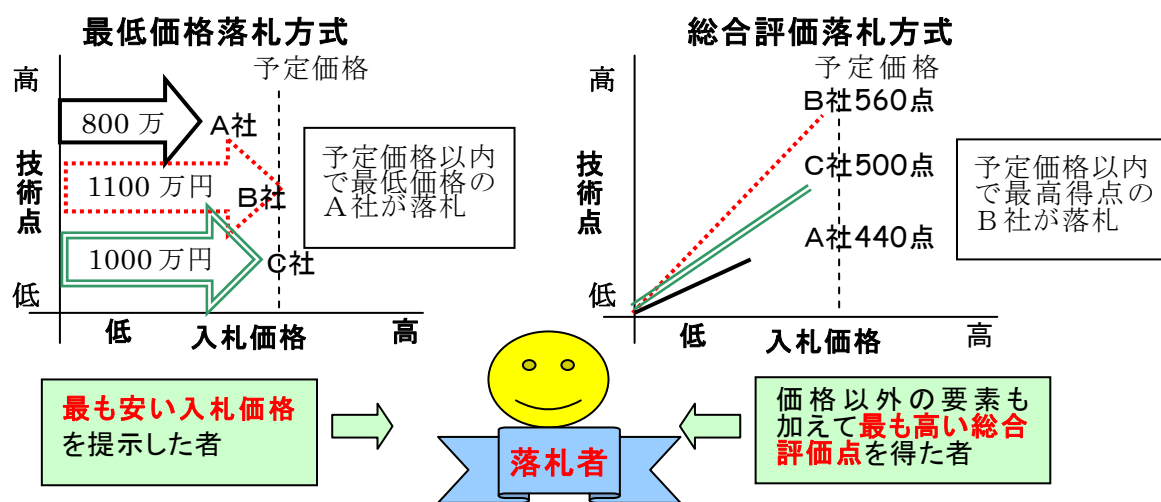
(2) 総合評価落札方式とは

一般競争入札には、大別して、仕様を詳細に提示して価格のみについての競争を行う「最低価格落札方式」と、仕様にに基づき価格以外の専門的技術やノウハウなどの技術的要素についての提案を受けて、それらの評価を価格に加えて競争を行う「総合評価落札方式」との2種類があります。

一般競争入札においては、原則、最低価格落札方式によることとされていますが、民間企業の持つ優れた技術力や創意工夫等を活かしながら、低価格

高品質の調達を実現するための手法である総合評価落札方式による契約が、国では、これまで公共工事や情報システムの調達等を中心に採用されてきました。

情報・研修館においても、事業者の提案する技術力や創意工夫等が不可欠な事業については、総合評価落札方式により価格と技術・創意工夫を総合的に評価して最も優れた提案をした者を契約の相手方とすることにより、経済性を加味した技術競争を進めてまいります。



最も安い価格を提示した者を落札者とする最低価格落札方式に対し、総合評価落札方式は価格以外の要素（技術面）も加えて最も高い総合評価点を得た者を落札者とします。

(3) 価格点と技術点の得点配分について

価格点は、実施体制等、事業の実行可能性を確保するための評価項目など、価格と同等に取り扱って評価することができる評価項目の合計と同一の点数となります。

これに対して、創造性及び新規性等の価格とは同等に評価できない部分については、価格点の評価が過度に低くならないようにするために、事業類型毎に、総合評価点に占める価格点の割合が定められます。総合評価点に占める価格点の割合について、以下のとおり下限を定め入札資料において公表しています。

- ① 研究開発：4分の1以上（価格：技術＝1：3以内）
- ② 調査事業：3分の1以上（価格：技術＝1：2以内）
- ③ 広報事業：3分の1以上（価格：技術＝1：2以内）
- ④ その他事業：個別の基準によります。

3. 手続について

- ① 仕様書・実施要領・入札説明書・提案書作成要領・技術評価基準書の策定
- ② 入札公告（情報・研修館ホームページ及び情報・研修館内に掲示）
- ③ 入札説明会 ※
- ④ 入札（入札書・技術提案書等の提出） ※
- ⑤ 技術審査（技術点の採点）
- ⑥ 開札・落札（総合評価点を算出） ※
- ⑦ 見積書提出 ※
- ⑧ 契約締結 ※
- ⑨ 事業開始 ※
- ⑩ 評価結果・落札結果の公表（情報・研修館ホームページ及び情報・研修館内に掲示）
- ⑪ 事業終了、完了報告書・成果物・納品書等提出 ※
- ⑫ 検収（委託の場合は確定検査）
- ⑬ 請求書の提出 ※
- ⑭ 対価の支払い（振り込み）

※印は、事業者（提案者）に関する項目

4. 調達情報・入札公告について

入札案件は、官報（WTO案件）、情報・研修館ホームページ、情報・研修館内掲示により公告されます。

- 入札への参加希望者は、情報・研修館ホームページの「公募・調達・採用情報」をご覧ください。案件毎に、入札に関する必要事項を確認できます。
情報・研修館ホームページ <http://www.inpit.go.jp/>

5. 入札説明会について

総合評価落札方式は、説明資料の受領と説明会への参加を必須としております。開催日時・場所、参加の要否は入札公告に記載されております。説明会においては、事業の内容や総合評価落札方式における技術審査の評価基準などについて説明を行いますので、必ず参加をお願いいたします。

6. 入札の手順

（1）入札方法について

総合評価落札方式においては、説明会等で配布された説明資料・仕様書等

に基づき、技術提案書を作成し、入札書・委任状などと一緒に、入札公告に記載した提出期限内に提出して頂きます。郵送の場合であっても提出期限内に必着となりますのでご注意ください。

(2) 競争参加（入札時）に必要な書類

- ・入札書 必須
- ・競争参加資格審査結果通知書（写し） 必須
- ・委任状（代理人を定めて入札手続きを行う場合） 必須
- ・技術提案書 必須
- ・その他、入札説明書により提出を求めた資料。

7. 競争参加資格制度について

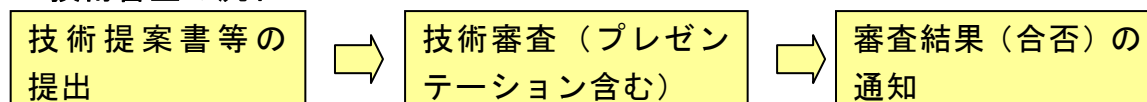
情報・研修館の一般競争入札等に参加するためには、経済産業省所管の「契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領の特例を定める要領（昭和38年6月26日付38会第391号）」を準用しているため、経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）が必要となります。

8. 技術審査について

応札者から提出された技術提案書の内容については、情報・研修館に技術審査委員会を設け技術審査を行い、採点をいたします。また、技術審査の一部としてプレゼンテーションの実施を条件とする場合もあります。

なお、技術提案には事業を実施する上で重要な事項を必須項目としておりますので、必須項目に漏れがないように提案してください。必須項目について提案がなかった場合は開札の対象となりませんのでご注意ください。

《技術審査の流れ》



9. 技術審査関連資料の取扱いについて

提出された技術提案資料について情報公開請求があった場合は、情報・研修館情報公開取扱規程に基づき提案者と協議の上、開示・非開示を決定いたしますので、ご協力をお願いいたします。

10. 開札・落札について

(1) 開札

開札は入札者の立ち会いの下で、入札書を開き、落札者を決定いたします。
総合評価落札方式は、予定価格の範囲内の入札については、以下の方式で総合評価点を算出し、最高得点を得た者を落札者といたします。

総合評価点算出法

①加算方式

技術評価点 + (1 - 入札価格 ÷ 予定価格) × 入札価格に係る得点配分

②除算方式

技術評価点 ÷ 入札価格

(2) 開札に当たっての留意点

① 開札の出席者

代表者の出席が原則ですが、代理人が出席する場合は委任状の提出が必要となります。

② 開札時の総合評価点が同点である場合

開札時の総合評価点が同点である場合、入札者によるくじ引きで落札者を決定いたします。

③ 低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度の対象となるのは、予定価格が1,000万円を超える契約において、入札価格が予定価格の6割を下回った場合です（工事契約を除く）。

一般競争入札に際して、著しく低い価格の入札があった場合には、情報・研修館は、調査を実施し契約の履行ができないと認められる場合には、当該入札者と契約を結ぶことはせず、次点の者と契約を締結することができます。

④ 再度入札

開札時に予定価格の範囲内での入札がなかった場合、再度入札を行います。

⑤ 審査結果の公表

審査結果については、情報・研修館ホームページの「公募・調達・採用情報」において以下の項目が公表されます。

- ◆ 落札結果：①調達件名及び数量 ②入札公告日 ③入札日 ④契約日
⑤落札者名 ⑥落札者住所 ⑦落札価格 ⑧技術点構成
- ◆ 評価結果：①入札者の商号又は名称 ②入札価格（消費税抜き）
③総合評価得点

11. 契約の公表について

契約結果については、情報・研修館ホームページの「公募・調達・採用情報」において以下の項目が公表されます。

- ◆ ①件名 ②契約日 ③契約の相手方 ④契約方式 ⑤予定価格
⑥契約金額 ⑦落札率